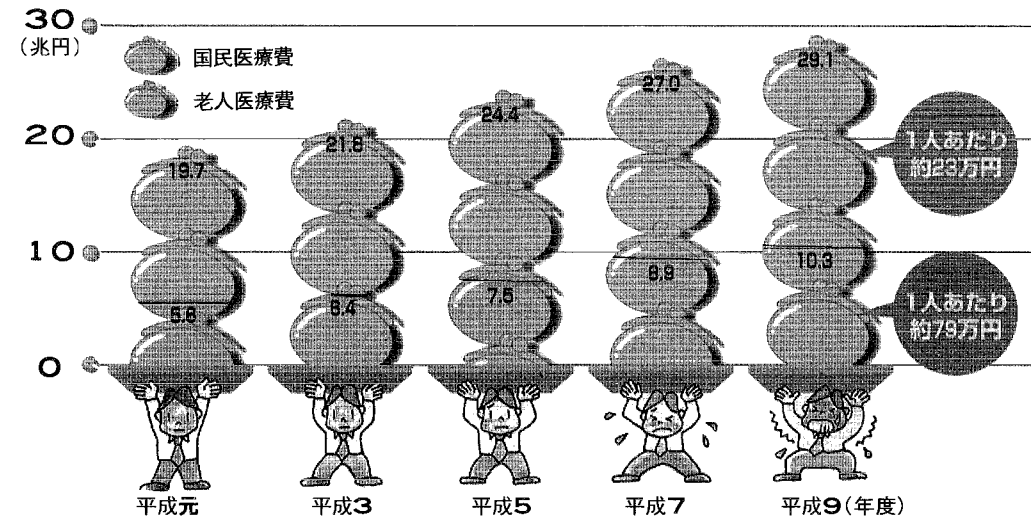


老人医療費は年々増加しています

●● **1人あたり年間79万円!!** ●●

平成9年度に国民全体がかかった医療費は、29兆651億円でした。そのうち老人医療費は10兆2,786億円で全体の約35%を占め、1人あたりの老人医療費はなんと約79万円にもなります!

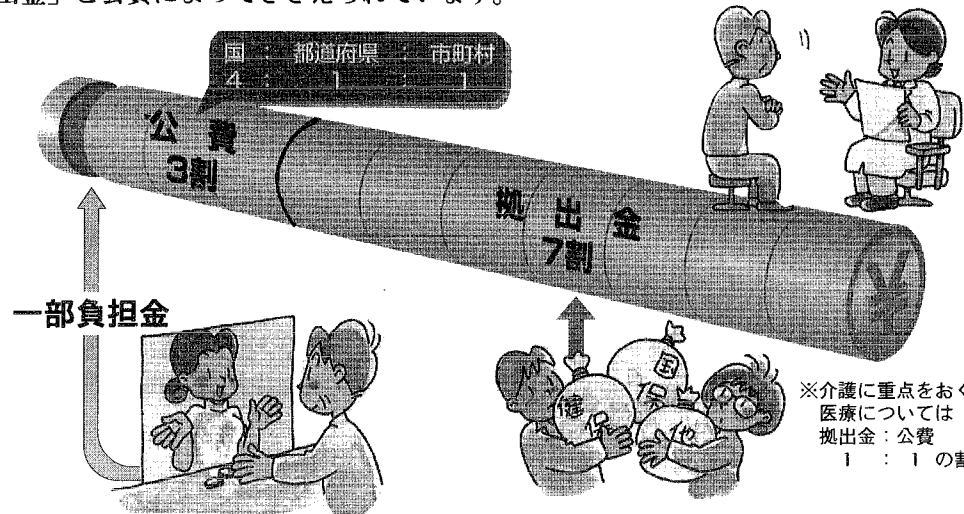
■ 老人医療費は年々増加しています!



資料：厚生省「平成9年度国民医療費」「平成9年度老人医療事業年報」

みなさんが使う医療費 誰がささえているのかご存じですか?

みなさんが病院の窓口で支払うお金は、「老人医療費」全体の6%ぐらいです。残りは、国民健康保険（国保）や企業などの健康保険（健保）などが出しあう「拠出金」と公費によってささえられています。



重複受診などをさげ、医療費の適正化に努めましょう。

区分	内訳	品目	内訳	品目
その 他	商品を取り出した時にいらなくなるもの	●購入したときについている背広のカバー（金属製のチャックがついている場合は切り取る）	商品が容器か包装か	●販売されている商品とまったく区別できないものを試供品、見本として無料配布した容器（試供品、見本専用（小型）の容器は対象外）
		●ファンデーションなどのコンパクトのスペア（詰替用）の商品の容器（アイシャドウ、ほほ紅など）		●通信販売で購入した商品の容器や包装（商品販売の際につけたものであり、労働の提供のためのものではないため）
その 他	商品保護または固定のために使われるもの	●ポラロイドカメラのフィルムカートリッジ（金属がついているものは「鉄・缶・その他」へ）	商品が容器か包装か	●飲食店から食べ物を買って持ち帰るとき無料でつけてもらう容器や包装
		●菓子箱、クレヨンケースなどの中敷		●仕出しやなどからとる料理の容器
その 他	商品保護または固定のために使われるもの	●発泡スチロール製の緩衝剤（家電製品などの容器と一体となっているもの）	商品が容器か包装か	●空気の入ったシート状の緩衝剤（家電製品などを包んでいるシート状の緩衝剤）
		●生鮮食品用トレイに敷かれている吸水シート		●洋服の購入時についてくるハンガー（プラスチック製のものに限る）
その 他	商品保護または固定のために使われるもの	●洋服の購入時についてくるハンガー（プラスチック製のものに限る）	商品が容器か包装か	●長靴の中に入っている空気袋
		●ワイシャツのカラー（ワイシャツの購入時についているえり部分を固定するサポーター）		●ワイシャツのカラー（ワイシャツの購入時についているえり部分を固定するサポーター）
その 他	商品保護または固定のために使われるもの	●ワイシャツのカラー（ワイシャツの購入時についているえり部分を固定するサポーター）	商品が容器か包装か	●ひげ剃りの刃のケース（電気カミソリ以外のもの）
		●ひげ剃りの刃のケース（電気カミソリ以外のもの）		●ひげ剃りの刃のケース（電気カミソリ以外のもの）

プラスチック製容器包装として収集しないもの

プラスチック製容器包装として収集しないもの
(燃えるごみとして収集するもの)

区分	内訳	品目
収集しないもの (燃えるごみとして収集するもの)	容器でも包装でもないもの	●カセットテープ、ビデオテープ、CD、テレホンカード、ハンガー、ポリバケツ、ポリタンク、じょうろ、プランター、浮き輪、レジャーシート、定規、筆箱、歯ブラシ、弁当箱、はし箱、ストロー、スポンジ、おもちゃなどのプラスチック製の商品
		●ボールペンの軸（商品そのものの一部であるため）
収集しないもの (燃えるごみとして収集するもの)	容器でも包装でもないもの	●小型の発泡スチロール製の緩衝剤（緩衝剤でも小型のものを多数詰めて、すき間を埋めているものは詰めものとして理解されるため燃えるごみとする）
		●魚箱などの発泡スチロール製の箱（基本的に事業系のごみであるため燃えるごみとする）
収集しないもの (燃えるごみとして収集するもの)	容器でも包装でもないもの	●ラベル（ペットボトルなどに商品名などを表示するために巻かれているプラスチックラベルは燃えるごみとする）
		●調味料、飲料などのふた（飲み口）の部分のみにかけられるフィルム状の包み（キャップシールであり容器でも包装でもないもの）
収集しないもの (燃えるごみとして収集するもの)	容器包装でもプラスチック以外のもの	●ステッカー、シール、テープ
		●ヤクルト、ジョアなどのふた
収集しないもの (燃えるごみとして収集するもの)	商品の容器か包装か	●プリン、ヨーグルトのふた
		●ダイレクトメールの封筒
収集しないもの (燃えるごみとして収集するもの)	商品の容器か包装か	●パチンコホール等の景品を入れる袋（名前入りものは風営法上、景品の提供は「商品の提供」となっているため対象外）
		●ゲームコーナーで遊技として得る景品用として作られた容器（商品につけられた容器と考えられるため対象外）
収集しないもの (燃えるごみとして収集するもの)	容器から取り出しても不要とならないもの	●クリーニングの袋、ハンガー（労働の提供に伴う容器包装であるため）
		●景品につけた容器や包装（既に容器包装されている景品をさらに容器包装に入れる場合をいい、対象外）
収集しないもの (燃えるごみとして収集するもの)	容器から取り出しても不要とならないもの	●カセットテープ、ビデオテープ、CDのケース
		●おもちゃのブロック、積木などの箱
収集しないもの (燃えるごみとして収集するもの)	容器から取り出しても不要とならないもの	●カメラ、テニスラケット、電動工具のケース
		●歯みがきのトラベルセット、化粧品
収集しないもの (燃えるごみとして収集するもの)	容器から取り出しても不要とならないもの	●おもちのブロック、積木などの箱
		●歯みがきのトラベルセット、化粧品の携帯用ポーチ
収集しないもの (燃えるごみとして収集するもの)	容器から取り出しても不要とならないもの	●【プラスチック製の容器包装でもそれ自体が商品として売られ、家庭でものを入れた容器や包んだ包装】
		●有料のレジの袋
収集しないもの (燃えるごみとして収集するもの)	容器から取り出しても不要とならないもの	●使い捨てのパック等
		●回転寿司で寿司を持ち帰るときに買う容器